教育長	管理課長	副参事	主　幹	副課長	総務班長	副主幹	副主幹
主　査	主　査	課　　員					

議事録

会議名	令和８年度　第１回大網白里市通学区域審議会
日時	令和８年７月 15 日（水）
出席者数	委員９名出席（委員定数に対し半数以上の出席により、規則第８条第１項の規定に基づき本審議会は成立）
欠席者	[redacted]委員
議事録の取扱い	市ホームページ等で公開。発言者氏名を伏せた形で作成する。

１　出席者

役職	氏名	備考
会長	[redacted]	学識経験者（元大網小学校校長）
副会長		教育委員会管理課学校教育室長（前瑞穂小学校校長）
委員		南玉地区区長
		南玉地区
		大竹地区区長
		大竹地区
		池田地区区長
		大網小学校校長
		瑞穂小学校校長
事務局		教育委員会管理課長
		教育委員会管理課副課長（進行）
		学校教育室主査
		学校教育室主査

２　欠席者

役職	氏名	備考
委員	[redacted]	池田地区

３　開会・教育長挨拶

事務局より配付資料（資料 1～5、意見書等提出書）の確認、携帯電話のマナーモード等の協力依頼の後、定刻をもって開会。

川崎教育長より挨拶があり、本審議会は通学区域に関する調査・審議を通じて教育行政の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的に設置されたものである旨、また、市内の児童数が減少傾向にあり、特に季美の森小学校は各学年 1 クラス、学年ごと 10 数名程度まで減少していることから、「第 1 期学校再編計画」に基づき令和 11 年 4 月に大網小学校と統合することが決定していること、これに併せて大網小学校の通学区域を見直す必要が生じたことを説明した。

4　委嘱状交付及び委員紹介

教育長より各委員へ委嘱状が交付された。任期は審議会規則により 2 年。欠席委員は後日交付。

続いて委員及び事務局職員の紹介が行われた。

5　会長・副会長の選任

審議会規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長・副会長各 1 名を委員の互選により選任することとされた。委員からの意見がなかったため、事務局案として会長に[redacted]委員（学識経験者・元大網小学校校長）、副会長に[redacted]委員（教育委員会管理課学校教育室長・前瑞穂小学校校長）を提案し、異議なく承認された。

両氏より就任の挨拶があり、[redacted]会長からは地区の実情と学校現場の実態を踏まえて慎重に審議したい旨、[redacted]副会長からは瑞穂小学校勤務時に感じた登下校に係る課題などを踏まえ、委員の意見を伺いたい旨の発言があった。

6　諮問

川崎教育長より[redacted]会長に対し、審議会規則第 1 条の規定に基づき次のとおり諮問が行われた。

> 諮問事項：大竹・南玉・池田地区の通学区域の見直しについて
>
> 諮問理由：市内児童数の減少及び学校再編計画第 1 期（令和 7 年 4 月策定、令和 11 年 4 月に季美の森小学校を大網小学校へ統合）を踏まえ、3 地区における通学距離・道路状況を考慮した通学区域の見直しについて審議を求める。

諮問書受け渡し後、川崎教育長は退席した。

7　議事録の公開に関する確認

事務局より、本審議会の議事録は市ホームページ等で公開すること、また、忌憚のない意見を頂くため、発言者氏名は伏せて表記する方針が示され、委員からの確認質疑の後に了承された。

8　議事：大竹・南玉・池田地区の通学区域の見直しについて

（1）事務局説明（資料 4・資料 5）

・大竹地区は児童数が減少傾向、南玉・池田地区は微増傾向にあるが、大半が転入世帯である。

・就学指定校変更の許可基準により、地理的理由（通学距離の短縮）などの要件に該当すれば保護者の申請により指定校変更が可能。

・直線距離では、南玉・池田地区はいずれの地点でも瑞穂小学校が近く、大竹地区は地点により大網小学校・瑞穂小学校のいずれかに近い（例：ゴルフ練習場付近は大網小、大網駅・大竹公民館周辺は瑞穂小）。

・令和 11 年 4 月の季美の森小学校と大網小学校の統合及び 3 地区の通学距離を踏まえ、令和 9 年度から 3 地区を瑞穂小学校区へ変更する事務局案が提示された。併せて、現に大網小学校に通学する兄姉がいる場合は、申請により大網小学校への就学が許可される点についても説明があった。

（2）主な質疑・意見

【スクールバス・通学方法について】

委員：南玉地区へ転入して日が浅く、学区の実情に不案内。スクールバス利用の実態と、学区変更後の通学方法の考え方を確認したい。

事務局：現行のスクールバスは、廃校となった山辺小学校が旧・大網小学校に統合された経緯に由来し、運行を継続しているもの。運営は保護者主体で、市は不足分の補助及び車両点検費用を負担している。文部科学省の通学距離基準は小学校 4km であり、南玉・池田地区は約 2km のため、原則は徒歩通学の範囲となる。

会長：本審議会で審議するのは通学区域についてであり、スクールバス運行の可否等は別途整理する事項と考えている。

【区域と通学路（安全性）をセットで検討すべきとの意見】

委員：区域と通学方法は切り離して考えにくい。

委員：低学年が通るには危険と思われる道路状況が改善されないまま区域のみ決めることには懸念がある。道路整備のタイミングと区域変更のタイミングを合わせるべきではないか。

委員：徒歩通学を前提とする以上、道路状況を考慮したうえでの審議は諮問内容にも明記されており、区域と通学路はセットで判断すべき。

委員：大竹地区は大網小学校まで歩道が整備され安全に通学できるが、瑞穂小学校方面は狭い道や駅周辺を通る必要があり、距離・安全性の面で大網小学校の方が良いとの実感がある。

委員：自動車での送迎の観点で考えると、大竹地区から瑞穂小学校へ向かう主要交差点は右折車線が無く朝の渋滞が激しいので、大網小学校への送迎の方が負担が少ない。

会長：諮問事項には「通学距離や道路状況を考慮し」と明記されており、通学路の安全性も審議対象に含めて検討する。

【3 地区の実情・選択の余地について】

委員：３地区の小学生児童の就学状況はどうなっていますか？

事務局：全員が大網小学校に在籍しています。

委員：池田地区で子どもの居る世帯は新興のアパート居住者が中心で、区（自治会）に未加入の方が多く、実態の把握が難しい。

委員：学区を一律に固定せず、保護者が学校を選択できる余地を設けることは出来ないか？

事務局：学区は原則として定める必要があるが、兄姉が大網小学校に在籍している場合は弟妹も大網小学校への就学を申請のうえ認める運用としている。令和 9 年度の新入学児童については移行的に選択を認めることも検討し、以降は就学指定変更の要件（通学距離等）に基づく申請により対応する方

針。

【今後のスケジュールについて】

委員：第１回である本日の位置づけを踏まえ、今後の開催回数・答申時期の見通しを示してほしい。令和９年４月からの学区変更を予定しているのであれば準備期間はタイトではないか。

事務局：おおむね１か月ごとに開催し、次回（第２回）を目途に会長と調整のうえ答申案を提示する。審議状況にもよるが、多くても３回程度で決定できるのではないかと考えている。答申をいただき、定例教育委員会で議決を得次第、保護者・学校・区長回覧等を通じて周知する。

委員：季美の森小学校と大網小学校の統合と、今回の学区変更は関連しているのか？

事務局：（再編計画において）関連しているが、少子化傾向が続いており、現時点で（学区変更の有無に関わらず）受け入れ児童数の面では問題無い。

委員：学区変更のタイミングを令和９年４月としたのはなぜか？季美の森小学校と大網小学校が統合する令和１１年４月で良いのではないか？

事務局：アパート等が増加している現状もあることから、令和９年４月の段階で学区を変更し、就学指定変更の兄弟要件や令和９年度入学者については学校選択を認める、といった経過措置を設けつつ、早めに保護者に周知を図っていきたいと考えている。

委員：南玉・池田地区は瑞穂小学校の方が明らかに近いため、早期の変更を予定しているとの理解でよいか。

事務局：そのとおりである。

委員：委員の任期は２年だが、令和９年４月の学区変更に向けて早い段階で答申をまとめる意向と理解した。

（３）審議のまとめ

[redacted]会長より、通学距離に加え、通学路の安全性（歩道の有無、交通量、送迎時の道路状況等）を考慮したうえで審議を進めることが確認された。大竹地区については歩道が整備された大網小学校への通学路の安全性を評価する意見があった一方、南玉・池田地区については距離的に瑞穂小学校が近いとする意見が中心であった。今後、これらの意見を踏まえて答申案を取りまとめる方向が確認された。

９　その他事務連絡

・意見書により追加の意見を提出する場合は、令和８年７月29日（水）までに事務局へ提出をお願いする。（意見がない場合は提出不要）。
・次回（第２回）審議会は令和８年８月21日（金）13:30開催予定。詳細は改めて事務局より通知する。

10　閉会

[redacted]会長の進行により議事を終了し、事務局へ進行を戻したのち、閉会した。